

# 県税の申告・納税



## 申告・納税の時期

県税の申告期限と納税の時期は、次のとおりです。

税目	申告期限	納期	納める方法	
県民税	個人県民税 給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出  (所得が公的年金のみの方は、申告不要)	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入  4月1日現在65歳以上の公的年金受給者は、年金受給時	特別徴収  特別徴収	
	給与、公的年金以外の所得がある方は、3月15日まで(所得税の確定申告をした人は不要)	一般的には 6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収	
	法人県民税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内(場合により申告期限の延長適用あり)	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告納付
	県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ	申告納入
	県民税配当割	毎月分を翌月10日まで (ただし、源泉徴収選択口座内配当等に係るものについては、毎年分を翌年1月10日まで)	申告と同じ	申告納入
	県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ	申告納入
事業税	個人事業税 3月15日まで (所得税の確定申告や個人県民税の申告をした人は不要)	8月、11月 (税額が1万円以下の場合 は8月のみ)	普通徴収	
	法人事業税 (地方法人特別税・特別法人事業税)	法人県民税と同じ	申告納付	
地方消費税 (国内取引)	確定申告は、個人事業者が翌年の3月末日まで、法人が課税期間の末日の翌日から2か月以内(消費税と併せて国(税務署)に行う。)	申告と同じ	申告納付	
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内(取得後60日以内に不動産登記の申請をした不動産は不要)	納税通知書に定められた日	普通徴収	
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納付	
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日まで	申告と同じ	申告納入	
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納入	
自動車税	環境性能割	登録のとき	申告と同じ 証紙徴収	
	種別割	新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月 新規登録の時 証紙徴収	
鋤区税	—	5月	普通徴収	
核燃料税	価額割	定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで	申告と同じ 申告納付	
	出力割	4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内		
狩猟税	—	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収	